

ユアサイドニュース 11 月号

厚生労働省では毎年 11 月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等を無くす為に過労死等防止対策推進シンポジウムや過重労働解消キャンペーンなどを実施しています。

過労死等とは、業務における過重な負荷による脳・心臓疾患や業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする死亡やこれらの疾患のことです。

脳・心臓疾患の発症を予防する為、長時間にわたる労働により疲労の蓄積した労働者について、事業主は医師による面接指導を行わなければならないこととされています。

今回は、事業主が過労死等を防止するため講ずべき面接指導をご紹介します。

・長時間労働者への医師による面接指導対象労働者について

面接指導の対象者は下記の労働者です。

	時間外・休日労働時間	労働者からの 面接申出の有無
一般労働者	月 80 時間超	有
研究開発業務従事者	月 80 時間超	有
	月 100 時間超	無
高度プロフェッショナル制度適用者	月 100 時間超	無

・労働者からの面接申出について

労働安全衛生法により、時間外・休日労働時間を算定した結果 1 ヶ月あたり 80 時間を超えた労働者については、超えた時間に関する情報を労働者に通知することが事業主の義務として定められています。

通知を受けた労働者が面接指導を申出た場合、事業主はおおよそ 1 ヶ月以内に医師による面接指導を実施する必要があります。

労働者からの面接申出は書面・メールなど記録に残るものでおこなわなければなりません。

申出は専用の書類やテンプレートを用意しておくと手続きがスムーズに進みます。

事業主は面接指導の記録を 5 年間保存する必要があります。

面接指導を実施する医師は産業医が望ましいですが、産業医を選任していない事業場で面接指導の必要が生じた場合は地域産業保健センターの登録医などに実施を依頼することになります。

今回は過労死等を防止するため講ずべき面接指導についてご紹介しました。

健康確保の観点から、面接指導の必要な労働者が自ら申し出を行い、確実に面接指導を受けるようにすることが必要です。事業主は、労働者が自身の労働時間を確認できる仕組みの整備、面接指導の申出手続を行うための体制整備や労働者への周知など、健康管理が必要となる労働者が面接指導の申出を行いやすい環境づくりに努めることが重要です。